

○国土交通省告示第 号

無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和四年国土交通省令第五十九号）第六条第一号及び第四号の規定に基づき、登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示について次のように定める。

令和四年 月 日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示

（講習時間並びに必要履修科目の教育時間等の教育の内容及び教育の方法）

第一条 無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和四年国土交通省令第五十九号。以下「省令」という。）第六条第一号の告示で定める講習時間及び必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準は、別表第一のとおりとする。

2 省令第六条第一号の告示で定める教育の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 対面により行う学科講習の受講者の数は、おおむね五十人以下であること。
- 二 実地講習の受講者の数は、一人の講師に対して、おおむね五人以下であること。
- 三 登録講習機関は、次に掲げる安全を確保するための措置を講じた上で、実地講習を実施すること。

イ 無人航空機の点検、監視員の配置その他の危険を防止するための措置

ロ 事故が発生した場合における救助体制の確立

ハ その他実地講習を行う場合において、適當と認められる措置

四 実地講習又は修了審査は、別表第二の上欄に掲げる施設及び設備であつて、同表下欄に掲げる基準に適合するものを用いて行われるものであること。

五 オンラインで講習を行う場合は、当該講習は、別表第三で定める基準に適合するものであること。

（登録講習機関管理者及び講師に対する研修）

第二条 省令第六条第四号の告示で定める登録講習機関管理者に対する研修の基準は、別表第四のとおりとする。

2 省令第六条第四号の告示で定める講師に対する研修の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 登録講習機関の講師になろうとする者又は当該講師に係る研修を受けた後三年を経過する者が、当該登録講習機関において受けなければならぬ研修は、別表第五（第六号を除く。）に定める基準に適合するものであること。ただし、一等無人航空機操縦士及び二等無人航空機操縦士の資格に係る登録講習機関の講師についての研修を併せて受けける場合には、同一の研修科目について、そのいずれか一方の研修の研修科目を省略することができる。

一 講師に対する研修は、講師に必要となる知識及び能力を十分に有し、研修を適切かつ確実に行うことができるものと認められる者により行われるものであること。

3 省令第六条第四号の告示で定める講師のうち、修了審査を行うことができる者（以下「修了審査員」という。）に対する研修の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 登録講習機関は、修了審査員の候補者を選任し、当該者に対して、無人航空機操縦者技能証明（以下「技能証明」という。）の区分に応じて、別表第五の基準に適合した研修を受けさせること。

一 登録講習機関は、別表第五第六号の研修を修了した者に対して、指定試験機関が発行する研修を修了したことを証する書類（次号において「審査員研修修了証明書」という。）を保持している者に限り、登録講習機関の修了審査員として選任すること。

三 研修は事業年度ごとに受けることとし、審査員研修修了証明書の有効期間は三年とすること。

四 登録講習機関は、研修の基準に変更が生じた場合その他の臨時に研修の実施が必要と認める場合においては、修了審査員に対する研修を受けさせること。

別表第一 必要履修科目並びに講習時間等の講習の内容及び講習の方法の基準

一 学科講習

必要履修科目		履修方法		時間数（注）
講義又は演習	初学者向け講習	経験者向け講習		
三時間以上	一等無人航空機操縦士	二等無人航空機操縦士	初学者向け講習	
三時間以下	二等無人航空機操縦士	一等無人航空機操縦士	経験者向け講習	
一時間以下	一等無人航空機操縦士	二等無人航空機操縦士	初学者向け講習	
一時間以下	二等無人航空機操縦士	一等無人航空機操縦士	経験者向け講習	

			口 電波法
	ハ その他の法令等		二 飛行自粛要請空域
4 無人航空機の操縦者及び運航体制	棄	3 無人航空機のシステム 一 無人航空機の機体の特徴（種類及び飛行の方法） 二 飛行原理と飛行性能 三 機体の構成 四 機体以外の要素技術 五 機体の整備・点検・保管・交換・廃棄	
は演習又は講義		講義又は演習	
六時間以上		五時間以上	
上 二時間以上		三・五時	
上 四時間以上		二時間以上	
上 一時間以上		一・五時	

		三 操縦者のパフォーマンス 四 安全な運航のための意思決定体制（C RM (Crew Resource Management) 等 の理解）
合計	5 運航上のリスク管理 一 運航リスクの評価及び最適な運航計 画の立案の基礎 二 気象の基礎知識及び気象情報を基に したリスク評価及び運航計画の立案 三 機体の種類に応じた運航リスクの評 価及び最適な運航計画の立案 四 飛行の方法に応じた運航リスクの評 価及び最適な運航計画の立案	講義又 は演習
十八時間以		四時間以上
十時間以		一・五時間以上
九時間以		二時間以上
四時間以		〇・五時間以上

		必要履修
科目 注 2、 注 3	法	履修方 講習
初学者向け講習		講習時間数及び各科目の履修要否
経験者向け講習		

## 一 実地講習

注 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者については、学科講習を免除することができる。

- 一 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る講習を行う場合 当該資格についての有効な修了証明書、学科試験合格証明書又は無人航空機操縦者技能証明書を有する者
- 二 二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る講習を行う場合 有効な修了証明書、学科試験合格証明書又は無人航空機操縦者技能証明書を有する者

上 上 上 上

合計		
五	～しな更変定期～本基	縦士 一等無人航空機操
七	～内視目～更変定期	
一	～行飛間昼～更変定期	
二時	満ムグラキロ十五量陸大離(最)变更限定期	
十時	し)更定(變)基本	士 二等無人航空機操
二時	内視(目)变更限定期	
一	～行飛間昼～更変定期	
二時	満ムグラキロ十五量陸大離(最)变更限定期	縦士 一等無人航空機操
十	～しな更変定期～本基	
五時	内視(目)变更限定期	
一	～行飛間昼～更変定期	
一時	満ムグラキロ十五量陸大離(最)变更限定期	縦士 一等無人航空機操
二時	し)更定(變)基本	士 二等無人航空機操
一時	内視(目)变更限定期	
一	～行飛間昼～更変定期	
一時	満ムグラキロ十五量陸大離(最)变更限定期	縦士 一等無人航空機操

飛行環	果及び	評価結	リスク	計画、	一 飛行	
				は 演 習	講 義 又	
				要	~ 4 注	上以間時十
				要	~ 5 注	上以間時
				要		上以間時
				要	6 ) ( 注	上間以
				要		上間以
				要		上間以
				要		上間以
				要		上以間時
				要		上間以
				要	~ 7 注	上以間時
				要	8 ) ( 注	上間以
				要		上以間時
				要		上間以
				要		上間以
				要		上間以
				要		上以間時
				要		上間以

ド、モード、バーナーの操作状況、機体	三役割分、手順、体制、二運航	二認境の確
は実習又は演習又は講義、	習は、演講義又	
要		要
要		要
要		要
要		要
要	9(注)	
要		
要		
要		
要		
要		要
要		要
要		要
要	9(注)	
要		
要		
要		

	の設定 の設 定、自 動飛行	の設 定、行 経路	能の適 切な設 定、飛 行	四 ルセ ル機	認 の確 ツテリ
			は実習	演習又 講義、	
				要	
				要	
				要	
				要	
				要	
				要	
				要	
				要	
				要	
				要	
				要	
				要	
				要	
				要	
				要	

八 様 々	体 操 作 外 の 機 械 操 縦 以 下	七 基 本	六 基 本	五 基 本
実 習		実 習	実 習	実 習
要		要		要
要		要	要	要
要		要		要
要				要
要		要	要	要
要				要
要				要
要		要		要
要		要	要	要
要		要		要
要				要
要		要	要	要
要				要
要				要

報告 記録、 行後の 飛	十一 時 の 対 応 緊急	十九 に 関わ る 操作 安全	な 形態へ の 対応
は演習又	講義、 は実習又	演習又 講義、 は実習	
要	要	要	
	要		
	要		
	要		
要	要	要	
	要		
	要		
	要		
要	要	要	
	要		
	要		
	要		
要	要	要	
	要		
	要		
	要		

- 1 修了審査の時間は講習時間に含めない。
- 2 点検作業の時間は講習時間に含めることができる。
- 3 シミュレーターでの講習については、履修科目ごとの最低時間数の四割を上限として講習時間に含めることができる。
- 4 二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を受けるために必要な実地講習に相当する十時間の実地講習を含む。ただし、有効な修了証明書又は無人航空機操縦者技能証明書を有する場合には、これを免除することができる。
- 5 二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を受けるために必要な実地講習に相当する二時間の実地講習を含む。ただし、有効な修了証明書又は無人航空機操縦者技能証明書（いざれも法第百三十二条の八十六第二項第二号の飛行の方法（以下「目視内飛行」という。）についての限定をしない技能証明に係るものに限る。）を有する場合には、これを免除することができる。
- 6 二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を受けるために必要な実地講習に相当する一時間の実地講習を含む。ただし、有効な修了証明書又は無人航空機操縦者技能証明書（いざ

れも最大離陸重量二十五キログラム未満についての限定をしない技能証明に係るものに限る。）を有する場合には、これを免除することができる。

7 二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を受けるために必要な実地講習に相当する二時間の実地講習を含む。ただし、有効な修了証明書又は無人航空機操縦者技能証明書を有する場合には、これを免除することができる。

8 二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を受けるために必要な実地講習に相当する一時間の実地講習を含む。ただし、有効な修了証明書又は無人航空機操縦者技能証明書（いざれも目視内飛行についての限定をしない技能証明に係るものに限る。）を有する場合には、これを免除することができる。

9 飛行機型、ヘリコプター型は「要」とする。

別表第二 実地講習又は修了審査を行うために必要な施設及び設備の基準

施設及び設備

基準

	<p>一 実習空域（実地講習において用いるものに限る。）</p> <p>二 実習空域（修了審査において用いるものに限る。）</p>
(i) 技能証明（最大離陸重量二十五キログラム未満についての限る。）	<p>次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 実地講習に係る必要履修科目の講習を適切かつ安全に行うことができるものであること。</p> <p>ロ 原則として占用することができるもの（借り受けているものを含む。）であること。</p> <p>イ 修了審査において無人航空機の種類がマルチローターであるものを用いる場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 修了審査を適切かつ安全に行うことができるものであること。</p> <p>(2) 原則として占用することができるもの（借り受けているものを含む。）であること。</p> <p>(3) 修了審査を行う場合に占有する空域は、次に掲げる修了審査に応じ、それぞれ次に定める大きさ以上とすること。なお、無人航空機操縦者技能証明の資格の区分によらず、共通した基準とする。</p>

定をするものに限る。) に係る修了審査 縦十三メートル、横

二十一メートル、高度五メートルの空域

(ii) その他の修了審査 縦三十二メートル、横三十五メートル、

高度十二メートルの空域

(4) 占有する空域に加え、修了審査において操縦を行う者が、無人

航空機に対して、水平距離で飛行高度と同じ距離以上離れ、無人  
航空機を目視しながら操縦できる空間を確保すること。

(5) 修了審査において無人航空機を飛行させている間は、次に掲げる  
者以外の者について航空法(昭和二十七年法律第二百三十一  
号。以下「法」という。) 第百三十二条の八十五第一項の立入管  
理措置を講じること。

(i) 修了審査を行う場合に占有する空域において無人航空機を飛

行させる者

(ii) 修了審査員

(iii) (ii)に掲げる者を補助する者

修了審査において無人航空機の種類がヘリコプターであるものを

用いる場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 修了審査を適切かつ安全に行うことができるものであること。
- (2) 原則として占用することができるもの（借り受けているものを含む。）であること。

(3)

修了審査を行う場合に占有する空域は、次に掲げる修了審査に応じ、それぞれ次に定める大きさ以上とすること。

- (i) 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（法第百三十二条の八十六第二項第一号の飛行の方法（以下「昼間飛行」という。）及び目視内飛行についての限定をするものに限る。）に係る修了審査 縦七十メートル、横七十メートル、高度二十五メートル（高高度飛行に係る修了審査科目にあっては、縦二百八十メートル、横二百四十メートル、高度百二十メートル）
- (ii) 二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（昼間飛行及び目視内飛行についての限定をするものに限る。）に係る修了審査 縦六十メートル、横六十メートル、高度二十メートル

---

の空域

(iii) 技能証明（昼間飛行についての限定をしないものに限る。）

に係る修了審査 縦六十メートル、横五十メートル、高度二十

メートルの空域

(iv) 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（目視内飛

行についての限定をしないものに限る。）に係る修了審査 縦

九十メートル、横九十メートル、高度三十五メートルの空域

(v) 二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（目視内飛

行についての限定をしないものに限る。）に係る修了審査 縦

七十メートル、横七十メートル、高度二十五メートルの空域

（4） 修了審査において無人航空機を飛行させている間は、次に掲げる者以外の者について法第百三十二条の八十五第一項の立入管理措置を講じること。

- (i) 修了審査を行う場合に占有する空域において無人航空機を行させる者  
(ii) 修了審査員

		<p>(iii) (i)に掲げる者の操縦を補助する者（目視内飛行についての限定をしない技能証明に係る修了審査を行う場合に限る。）</p> <p>(iv) (ii)に掲げる者を補助する者</p>
	<p>三 実習用無人航空機（実地講習において用いるものに限る。）</p>	<p>ハ 修了審査において飛行機を用いる場合は、国土交通大臣が適当と認めるものであること。</p>
四 実習用無人航空機（修了審査において用いるものに限る。） （注1）	<p>イ マルチローターの種類についての限定をする技能証明に係る修了審査において用いる無人航空機の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 修了審査の内容を適切かつ安全に行うことができるものであること。</p> <p>(2) 無人航空機の無線操縦用の送信機（以下「送信機」という。）</p>	<p>実地講習に係る必要履修科目の講習を適切かつ安全に行うことができること。</p>

---

との組合せ　二つの操作棒で前進と後進、上昇と下降、左右移動、左右旋回が可能な送信機により、無人航空機の操作が可能であること。

(3) 無人航空機の大きさ　プロペラを展開させて飛行させる状態とした場合に、対角上のプロペラ同士の中心点を結んだ線の長さが、二百ミリメートル以上であること。

(4) 飛行性能　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(i) 風速毎秒五メートルでも飛行可能であること。ただし、屋内など風の影響を受けない場合を除く。

(ii) 修了審査を行う環境において、最低十分以上の飛行が可能であること。

(5) 無人航空機の制御　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(i) 姿勢安定機能により、無人航空機の姿勢が安定して保たれる

こと。

(ii) 位置安定機能により、無人航空機の水平方向及び垂直方向の

位置が安定して保たれること。

(iii) 位置安定機能による水平方向の位置の安定を、送信機で解除可能であり、位置安定機能なしに飛行可能であること。

(6) 安全の確保 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(i) 無人航空機と組み合わせる送信機の機能により、修了審査を受けける受講者が操縦する間においても、当該修了審査を行う修了審査員及び当該修了審査員を補助する者が、当該受講者の保持する送信機とは異なる送信機を用いて、当該受講者に代わり操縦を行うこと（以下「オーバーライド」という。）ができる

こと。ただし、当該受講者、当該修了審査員及び当該修了審査員を補助する者並びに当該修了審査を行う空域周辺の安全を確保できる場合は、この限りでない。

(ii) 無人航空機の製造会社が求める適切な整備が適切な期間で実施されており、機体仕様通りに飛行できること。

(iii) プロペラガードを装着できること。ただし、ネット又はアクリル板等により、修了審査を受ける受講者、当該修了審査を行

う修了審査員及び当該修了審査員を補助する者を、飛行中の無人航空機から保護することができる場合を除く。

(7) その他 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(i) 夜間でも下方より無人航空機の前後左右を識別することができること。ただし、昼間飛行についての限定をする技能証明に係る修了審査を行う場合を除く。

(ii) 無人航空機にカメラを搭載しており、修了審査を受ける受講者及び当該修了審査を行う修了審査員が、カメラで撮影した画像から無人航空機の周辺及び地上の状況を確認できること。ただし、目視内飛行についての限定をする技能証明に係る修了審査を行う場合を除く。

(iii) 技能証明（最大離陸重量二十五キログラム未満についての限 定をしないものに限る。）に係る修了審査を行う場合は、最大離陸重量二十五キログラム以上の無人航空機であること。

ヘリコプターの種類についての限定をする技能証明に係る修了審

---

査において用いる無人航空機の基準は、次のとおりとする。（注

1)

(1) 修了審査の内容を適切かつ安全に行うことができるものであること。

(2) 送信機との組合せ 二つの操作棒で前進と後進、上昇と下降、左右移動、左右旋回が可能な送信機により、無人航空機の操作が可能であること。

(3) 無人航空機の大きさ メインローターの径が九百ミリメートル以上であること。

(4) 飛行性能 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(i) 風速毎秒五メートルでも飛行可能であること。ただし、屋内など風の影響を受けない場合を除く。

(ii) 修了審査を行う環境において、最低二十分以上の飛行ができること。

(5) 無人航空機の制御 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

---

(i) 姿勢安定機能により、無人航空機の姿勢が安定して保たれること。

(ii) 位置安定機能により、無人航空機の水平方向及び垂直方向の位置が安定して保たれること。

(iii) 位置安定機能による水平方向の位置の安定を、送信機で解除可能であり、位置安定機能なしに飛行可能であること。

安全の確保 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(i) 無人航空機と組み合わせる送信機の機能により、修了審査を受ける受講者が操縦する間においても、当該修了審査を行う修了審査員及び当該修了審査員を補助する者が、オーバーライドができる。ただし、当該受講者、当該修了審査員、当該受講者を補助する者及び当該修了審査員を補助する者並びに当該修了審査を行う空域周辺の安全を確保できる場合は、この限りでない。

(ii) 無人航空機の製造会社が求める適切な整備が適切な期間で実施されており、機体仕様通りに飛行できる状態であること。

---

---

(7)

その他 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(i)

夜間でも下方より無人航空機の前後左右を識別することができる灯火を有すること。ただし、昼間飛行についての限定をする場合を除く。

(ii)

無人航空機にカメラを搭載しており、修了審査を受ける受講者及び当該修了審査を行う修了審査員が、カメラで撮影した画像から無人航空機の周辺及び地上の状況を確認できること。ただし、昼間飛行についての限定をしない技能証明に係る修了審査を行う場合を除く。

(iii)

技能証明（最大離陸重量二十五キログラム未満についての限定をしないものに限る。）に係る修了審査を行う場合は、最大離陸重量二十五キログラム以上の無人航空機であること。

(iv)

一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（昼間飛行及び目視内飛行についての限定をするものに限る。）に係る修了審査を行う場合は、無人航空機に搭載された高度計により測定した無人航空機の高度を確認できること。

五 送信機	操縦のオーバーライドを行う場合を含め十分な数を保持していること。 （注2）	ハ 飛行機の種類についての限定をする技能証明に係る修了審査において用いる無人航空機は、国土交通大臣が適当と認めるものとする		
六 レーニングケーブル	トレーニングケーブル装着にて操縦のオーバーライドを行う場合は、十分な数を保持していること。 （注2）			
七 予備バッテリーや又は燃料	必要な量のバッテリーや又は燃料を保持していること。			
八 バッテリーチャージャー又は燃料補給機材	バッテリーやの充電又は燃料の補給に必要な数を保持していること。			
九 パイロン、旗及びティー	無人航空機を飛行させる区間等を明示させることができる備品である			

			等。
十 時間測定器		時間を測定できる機器であること。	
十一 風速計		無人航空機を飛行させる際の風速を測定できる機器であること。	
十二 無人航空機の基準に適合した予備部品（修了審査に用いるものに限る。）		必要な数の予備の無人航空機及びプロペラ等の当該無人航空機の予備部品を保持していること。	
十三 照明機器		昼間飛行についての限定をしない技能証明に係る修了審査を行う場合は、離着陸場を照らすことができる機器であること。	
十四 発電機		電気を発生させ、これを必要な施設及び設備に供給することができる機器であること。ただし、実地講習用又は修了審査用の空域周辺に電	

源がない場合に限る。	十五 ヘリパッド 修了審査において指定された大きさであること。また、地上への描写等その他の手段により、指定された大きさの離発着する領域を自作することを認める。	十六 保護具 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な数のヘルメット、ゴーグル及びサングラス等を保持していること。	十七 実地講習に必要な書籍その他の教材 実地講習に必要な書籍その他の教材について、別表第一第二号に掲げる必要履修科目についての実地講習を行うに当たつて適した内容であること。	注 1 (1) 身体の障害のある者について修了審査を行う場合において、登録講習機関が提供した無人航空機によつては修了審査を行うことが困難であるときは、登録講習機関が提供した
------------	--	--	---	---

無人航空機以外の無人航空機を使用することができる。

(2) 無人航空機の種類によつては基準に適合する数が極めて少ないなど、特別の事情があり、かつ、技能の審査に支障がないと認められるときは、この限りでない。

(3) 一つの無人航空機では、第三号及び第四号に掲げる基準に適合することが困難な場合にあつては、複数の無人航空機の組み合わせにより当該基準に適合させることも可能。

2 受講者、講師、修了審査員、当該受講者を補助する者及び当該修了審査員を補助する者並びに実地講習及び修了審査を行う実習空域周辺の安全を確保できる場合は、この限りでない。

別表第三 オンライン講習の実施基準

一 講習内容

イ 別表第一第一号に定める必要履修科目の範囲を満たす講習内容であること。

ロ 少なくとも講習修了時に、講習の効果を測定するための修了確認試験を行い、各登録講習機関が定める修了基準を満たした者に對して学科講習を修了したものとしていること。

二 講習時間数 (教材の閲覧及び視聴等)	
<p>受講者が受講した事実並びに教材の閲覧及び視聴等による講習時間が別表第一第一号に定める必要履修科目の講習時間数以上であることを、次に掲げる方法により確認すること。</p> <p>イ 受講者を一箇所に集合させず、ビデオ会議ツール等を用い、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら講義又は演習をする方法</p> <p>ロ 使用されている映像教材又はウェブサイト動画等について、動画の再生記録やパーソナルコンピューターの操作記録等に基づき受講状況を確認する方法</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、講習時間について合理的に証明することができる方法</p> <p>次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>イ 前号下欄イに定める方法による講習を行う講師については講師要件を満たすこと。</p>	<p>三 講師の条件</p>

□ 前号下欄□に定める方法において使用されている映像教材又はウェブ

サイト動画等の作成責任者又は監修する者は講師要件を満たすこと。

四 質疑応答

受講者からの質問を受け、回答できる体制を整えること。

五 人数

第二号下欄イに定める方法による講習を同時に受ける受講者の数は、おおむね百人以下であること。

別表第四 登録講習機関管理者に対する研修の内容及び方法の基準

内容	登録講習機関の運営の方針に関する事項
	一 基本的な方針に関する事項
	二 関係法令及び無人航空機講習事務規程その他の無人航空機講習事務の実施基準の遵守に関する事項
	三 取組に関する事項

		無人航空機講習事務の実施及びその管理の体制に関する事項
	一 組織体制に関する事項	二 経営の責任者による無人航空機講習事務に係る責務に関する事項
	三 登録講習機関管理者の権限及び責務に関する事項	一 情報の伝達及び共有に関する事項 二 無人航空機講習における事故等の防止対策の検討及び実施に関する事項 三 無人航空機講習において事故等が発生した場合の対応に関する事項
四 内部監査及び外部監査その他の無人航空機講習事務の実施及びその管理の状況の確認に関する事項	五 講師及び修了審査員の研修に関する事項	六 無人航空機講習に係る文書の整備及び管理に関する事項 七 無人航空機講習事務の実施及びその管理の改善に関する事項

方法 講義又は演習

別表第五 講師に対する研修の内容及び方法の基準

知識	二 無人航空機に関する一般	一 講師の服務及び心得	研修科目		時間数
			研修方法		
	講義又は演習	講義又は演習	一等無人航空機操縦士の資格に係る登録 講習機関の講師	二等無人航空機操縦士の資格に係る登録 講習機関の講師	
	一時間以上	一時間以上			

			三　講習の指導方法（学科）	三時間以上
		四　修了確認試験要領（学科）（注）	講義又は演習	五時間以上
	五　講習の指導方法（実地）	講義又は演習及び実地	講義又は演習	一時間以上
	六　修了審査要領（実地）	指定試験機関の実施方法に従うものとする。	講習	一時間以上
合計				
	十四時間以上	一時間以上	五時間以上	一時間以上
	十時間以上	一時間以上	三時間以上	一時間以上

注　修了確認試験を行う場合に限る。

## 附 則

この告示は、航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十二月五日）から施行する。